

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による令和2年度定例監査を、小松市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年8月31日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 産業未来部 エコロジー推進課，里山自然学校 大杉みどりの里
- 2 監査実施日 令和2年6月26日
- 3 監査実施場所 監査委員室，里山自然学校 大杉みどりの里
- 4 監査の範囲 令和元年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の閲覧，帳簿突合，質問等の予備監査を行った。

また，監査当日は，産業未来部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

<里山自然学校 大杉みどりの里>

当施設は，四季折々の豊かな自然と触れ合いながら体験活動・宿泊ができる素晴らしい施設である。

より多くの方に年間を通じて有効利用してもらうため，周辺の里山レクリエーション施設等と総合的なネットワークを組み，電子媒体での予約受付や効果的な情報発信を行うなど新たな仕組みづくりを検討されたい。

里山の自然の強みを活かした企画運営の充実により，施設稼働率の向上と地域の活性化に繋がることを望むものである。